

市民交通傷害保険

3月末で契約が切れます 更新手続きお忘れなく

市民交通傷害保険の昭和46年度の契約期限は3月31日までです。この保険制度は1年契約ですので、現在加入している人も再契約の手続きをしていただかなければなりません。昭和47年度の受付けは3月21日から行ないます。受付けは市役所市民課窓口です。

なお、出張受付けを別記の日程で行ないますのでご利用ください。

- 加入できるのは
市内に住んでいる人、または市内の事業所へ通勤している人です。
- 保険金が支払われるのは
車両（自動車、バイク、自転車、荷車など）に乗っていたときの事故、または歩いていたときに車両によつてけがをしたときです。
電車、航空機、船舶などの事故には支

払われません。

- 保険料は
ひとり1年480円です。途中で加入するときは月割で1カ月40円で計算されます。
- 支払われる保険金は
治療期間によつてこととなりますが、2000円から最高50万円（死亡）まで支払われます。
- 事故にあつたときは
不幸にして事故にあわれたら保険金請求書（交通課にあります）、被保険者カード、交通事故証明書（警察で発行します）などをそろえて請求してください。

出張受付の日程

- 3月21日 元吉原公民館 柏原2公会堂
- 3月22日 浮島1公会堂 須津公民館
- 3月23日 厚原東公会堂 鷹岡公民館
- 3月24日 鷹岡公民館 大淵公民館
- 3月25日 神戸1公会堂 勤労青少年会館
- 3月27日 岩松公民館 四丁河原下公会堂
- 3月28日 中島新道町公会堂 文化センター
- 3月29日 文化センター 上五貫島公会堂
- 3月30日 原田公民館 吉永公民館
- 3月31日 田子浦公民館 五軒屋公会堂

※受付け時間は神戸町1公会堂と勤労青少年会館が午前9時30分から午前11時まで。それ以外は午前9時30分から午後3時までです。



勤労青年大学講座生を募集

働く若者が趣味をいかして教養を高める「勤労青年大学講座」の受講生を募集しています。

■受講資格は25才以下の働く青少年で勤労青少年会館の利用証を交付されている人。

■科目と曜日は

- 煎茶（水） •抹茶（火） •小原流（月） •池坊（火） •ペン習字（水） •フラワーデザイン（金） •英会話（土） •料理（月、金）

※1人で2科目の受講はできません。

■開設する期間は4月8日から9月30日まで。時間は午後6時15分から8時15分までです。

■募集する期間は3月13日から3月31日まで（ただし木曜日は除きます）

■申込み先は勤労青少年会館（広見町1丁目電話52-6129）

■受講料は無料ですが、教材費を実費負担していただきます。

■申込書は勤労青少年会館にあります。なお募集要領は市役所2階受付け、各公民館にありますのでご覧ください。



勤労青少年ホーム利用証の更新手続きを忘れずに

勤労青少年ホームの利用証は毎月4月に切り替えになります。現在、利用証を交付されている人も忘れずに更新の手続きをしてください。新しくホームの利用を希望する人も多数申込みをしてください。

申込みのできるのは25才以下の働く勤労青少年で、独身者に限ります。申込みは3月15日から受付けていますので、希望者は「ホーム利用申込書」に事業主の承認を受けてから申込みをしてください。

申込み先は勤労青少年会館で、木曜日と祝日を除き午前9時から午後9時まで（土曜日は午後5時まで）です。

なお、同会館は勤労青少年寮の寮生も募集しています。入寮できるのは県外や県内の遠隔地から市内の事業所に就職してきた25才以下の独身男子。募集人員は30人で申込みは3月31日までですが、申込みは事業主が行なってください。寮費は月額2500円（食費別で事業主1500円、本人1000円負担）です。